

超・直前
ファイナルチェックゼミ

解答&解説

《 労働基準法 》

〔問 1〕 正解 E (エとオ)

- ア ○ 法32条の2、則12条の2の2, 2項。設問の通り正しい。(実テ問 5 ア出題済)
- イ ○ 法32条の4, 3項、則12条の4, 3項。設問の通り正しい。(科別問 9 D出題済)
- ウ ○ 法39条3項、則24条の3, 1項、4項。設問の通り正しい。設問の者は1週間の所定労働時間が30時間以上であるため、比例付与の対象とはならない。なお、比例付与の対象となるのは、1週間の所定労働時間が30時間未満であって、下記の①又は②に該当する者である。
- ① 1週間の所定労働日数が4日以下の労働者
- ② 週以外の期間によって所定労働日数が定められている労働者については、1年間の所定労働日数が216日以下の労働者 (実テ問 7 B出題済)
- エ × 法20条1項ただし書。労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、解雇予告又は解雇予告手当の支払いをせずに即時に解雇することができ。なお、この場合においては、その事由について行政官庁 (所轄労働基準監督署長) の認定を受けなければならない。(実テ問 3 B出題済)
- オ × 法108条。賃金台帳は、すべての労働者について調製しなければならない。なお、日々雇い入れられる者 (1か月を超えて引き続き使用される者を除く。) については、記入すべき項目のうち、賃金計算期間については記入することを要しない。(トレ I 25-3 出題済)

〔問 2〕 正解 D

- A × 法3条。法3条違反は、現実に差別的取扱をした場合に成立するものであり、労働協約、就業規則等に差別待遇を定めただけでは同条違反とならないので誤り。(科別問 3 A出題済)
- B × 法116条1項。船員法1条1項に規定する船員に対して適用される労働基準法の規定は、総則の一部の規定 (法1条～法11条) 及びこれらに係る罰則の規定 (法117条～法119条、法121条) 並びに適用除外の規定 (法116条2項) であるので誤り。労働契約や労働時間に関する規定は適用されない。(科別問 1 C出題済)

- C × 法41条の2, 1項5号ロ、則34条の2, 11項、平成31. 3. 25基発0325第1号。高度プロフェッショナル制度を労働者に適用する場合に、必ずしも1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間を、1箇月について100時間以内又は3箇月について240時間以内としなければならないわけではないので誤り。当該超えた時間を1箇月について100時間を超えない範囲内とし、又は3箇月について240時間を超えない範囲内とする措置は、選択的措置であり、決議において定めていなければ、講ずる必要はない。(科別問8C出題済)
- D ○ 法67条1項。設問の通り正しい。育児時間を請求することができるのは、生後満1年に達しない生児を育てる「女性」に限られる。(トレI 23-4出題済)
- E × 法89条、派遣法44条2項、昭和61. 6. 6基発333号、平成20. 7. 1基発0701001号。派遣労働者は派遣元の就業規則が適用され、労働基準法89条により就業規則の作成義務を負うのは、派遣中の労働者とそれ以外の労働者とを合わせて常時10人以上の労働者を使用している派遣元の使用主である。(トレI 24-5出題済)

≪ 労働安全衛生法 ≫

〔問3〕 正解 E

- A × 法10条1項、令2条2号。設問の場合は、総括安全衛生管理者を選任する必要はない。機械修理業の事業場においては、「常時300人以上」の労働者を使用する場合に、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。(実テ問11A出題済)
- B × 法66条の8の4、則52条の7の4。高度プロフェッショナル制度対象労働者には、労働時間という概念はない。設問の場合は、1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間が、1月当たり100時間を超えた場合に、面接指導の対象となる。(実テ問12E出題済)
- C × 法2条3号、昭和47. 9. 18発基91号。労働安全衛生法において「事業者」とは、事業を行う者で、労働者を使用するものをいい、個人企業にあつてはその事業主個人であり、会社その他の法人の場合には法人そのものを指している。(実完問10A出題済)
- D × 則47条。設問の給食従業員の検便による健康診断については、定期に行うことまでは義務付けられていない。(実完問12E出題済)

- E ○ 法13条6項、則14条の3, 3項、4項。設問の通り正しい。(科別問17A出題済)

《 労働基準法及び労働安全衛生法 》

〔問4〕 労基法32条の3, 1項、2項、安衛令12条1項7号、クレーン則192条1項。

- A ① 就業規則その他これに準ずるものにより
B ④ 労使協定により
C ④ 50時間
D ① 18
E ③ 1月

《 労働者災害補償保険法 》

〔問5〕 正解 B

- A ○ 法12条の8, 1項、2項、労基法75条、法76条、法77条、法79条、法80条。設問の通り正しい。業務災害に関する保険給付のうち、労働基準法に規定する災害補償の事由が生じた場合に行うものとされているのは、「傷病補償年金及び介護補償給付以外」のものである。(科別問6C出題済)
- B × 則附則26項、則附則28項。障害補償年金の請求を行った後に障害補償年金前払一時金を請求する場合の当該前払一時金の額は、障害等級に応ずる障害補償年金前払一時金の最高額（加重障害の場合においては、加重障害に係る前払最高限度額）から既に支給を受けた障害補償年金の額（当該障害補償年金前払一時金が支給される月の翌月に支払われることとなる障害補償年金の額を含む。）の合計額を減じた額を超えてはならないとされているため、既に支給を受けた障害補償年金がある場合には、給付基礎日額の1,340日分を請求することはできないので誤り。(科別問9E出題済)
- C ○ 則18条の3の4, 1項1号。設問の通り正しい。(科別問10D出題済)
- D ○ 特別支給金規則11条4項。設問の通り正しい。(実テ問10C出題済)
- E ○ 労審法8条1項。設問の通り正しい。なお、正当な理由によりこの期間（3月）内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないといわれている。(実テ問12B出題済)

〔問 6〕 正解 C

- A × 法16条の5,1項。設問の場合、その所在が明らかでない間、その支給が停止される。（実テ問 7 E 出題済）
- B × 法3条1項、法7条2項、昭和61.6.30基発383号。「派遣元事業主」の指揮命令により業務を開始し、又は終了する場所も就業の場所であるから、派遣労働者の住居と派遣元事業場との間の往復の行為は、一般に「通勤」と認められる。（中模問 2 C 出題済）
- C ○ 則46条の17,9号。設問の通り正しい。（総答問 6 D 出題済）
- D × 法10条。船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた労働者又は船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった労働者の生死が3か月間わからない場合には、「遺族補償給付、葬祭料、遺族給付及び葬祭給付」の支給に関する規定の適用については、「その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又は労働者が行方不明となった日」に、当該労働者は、死亡したものと推定する。複数事業労働者遺族給付及び複数事業労働者葬祭給付には、死亡の推定の規定は適用されない。（実完問14イ出題済）
- E × 法12条の4,2項。保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を「受けた」ときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる。（実テ問 9 D 出題済）

〔問 7〕 法26条2項、則18条の19,4項。

- A ② 医師
- B ④ 1年度につき1回
- C ① 医師又は保健師
- D ③ 一次健康診断を受けた日
- E ① 3箇月

《 雇用保険法 》

〔問 8〕 正解 B (アとエ)

- ア × 法43条1項。設問の者については、法律上当然に日雇労働被保険者とされるので、公共職業安定所長の認可は要しない。なお、「適用区域」とは、「特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域（厚生労働大臣が指定する区域を除く。）又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であって、厚生労働大臣が指定するもの」である。（実テ問 1 D 出題済）
- イ ○ 法60条の2, 4項、5項、則101条の2の7, 1号、則101条の2の9。設問の通り正しい。設問の場合、一般教育訓練の受講のために支払った費用の額に支給率（100分の20）を乗じて得た額が、4千円（2万円×20/100）となり、4千円を超えないため、教育訓練給付金は支給されない。（実テ問 9 B 出題済）
- ウ ○ 法24条の2, 1項1号、則38条の4, 1号。設問の通り正しい。（科別問11 B 出題済）
- エ × 則100条の7, 1号。設問の場合の求職活動関係役務利用費の額は、15日を限度として、1日当たり、保育等サービスの利用のために負担した費用の額（1日当たり8,000円を限度とする。）に100分の80を乗じて得た額とされているので誤り。1日当たり8,000円の上限は、100分の80を乗じる前の「保育等サービスの利用のために負担した費用の額」に対して適用する。（科別問15 E 出題済）
- オ ○ 則14条カッコ書。設問の通り正しい。事業主は、その雇用する日雇労働被保険者の個人番号が変更されても、個人番号変更届を提出する必要はない。（科別問 5 E 出題済）

〔問 9〕 正解 C

- A × 法13条1項、2項。設問の基本手当の受給要件の特例は、特定理由離職者又は倒産・解雇等による離職者であることを要件として適用されるものであり、就職困難者であることを要件として適用されるものではない。（実完問 2 A 出題済）
- B × 法74条。時効の規定には、「被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の請求」は含まれていない。（中模問 7 D 出題済）

- C ○ 法61条の7, 6項、則101条の27。設問の通り正しい。なお、被保険者の休業開始予定日が、当該被保険者の配偶者がしている育児休業に係る休業をする期間の初日前でなく、かつ、当該子が1歳に達する日の翌日後でない場合であれば、当該子が1歳2か月に達するまでに当該被保険者が取得した育児休業の期間は、育児休業給付金の支給対象となり得る。(科別問18ウ出題済)
- D × 則101条の7、行政手引59261。高年齢再就職給付金の初回の支給申請にあっては、高年齢雇用継続基本給付金の場合と異なり、申請書に、雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書を添える必要はない。(総答問12C出題済)
- E × 則1条5項1号、則17条1項、則65条の4, 1項、行政手引21401。雇用保険被保険者離職票の交付については設問の通りであるが、高年齢受給資格者証の交付は、その者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所の長が行う。(総答問13D出題済)

〔問10〕 法1条、法3条、則22条1項、則84条。

- A ③ 失業認定申告書
- B ⑬ 職業の紹介を求め
- C ⑳ 安定した職業に係る事業所の所在地を管轄する
- D ⑦ 職業の安定
- E ⑪ 雇用機会の増大

≪ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 ≫

〔問11〕 正解 E (エとオ)

- ア × 法附則4条。雇用保険に係る保険関係が成立している雇用保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の4分の3以上の同意を得た場合には、当該保険関係が成立した後1年を経過しているか否かにかかわらず、当該保険関係の消滅に係る認可申請をすることができるので誤りである。(上直問15A出題済)

- イ × 法7条、則6条1項。有期事業の一括の規定の要件に該当する建設の事業の規模は、請負金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）が1億8,000万円未満、かつ、概算保険料の額に相当する額が160万円未満のものである。（中模問8A出題済）
- ウ × 法12条2項、令本則。厚生労働大臣が労災保険率を定めるときは、複数業務要因災害に係る災害率についても考慮することとされているので誤りである。（科別問4B出題済）
- エ ○ 法12条3項、令和2.8.21基発0821第1号。設問の通り正しい。（上演②問3ア出題済）
- オ ○ 法35条4項、平成12.3.31発労徴31号。設問の通り正しい。（総答問16オ出題済）

《 労務管理その他の労働に関する一般常識 》

〔問12〕 正解 E（エとオ）

- ア × 労働契約法2条1項、平成24.8.10基発0810第2号。労働契約法において労働者とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいい、労働者に該当するか否かは、労務提供の形態や報酬の労務対償性及びこれらに関連する諸要素を勘案して総合的に判断し、使用従属関係が認められるか否かにより判断されるものであり、労働基準法第9条の労働者の判断と同様の考え方であるので誤りである。（科別問14A出題済）
- イ × 育児介護休業法16条の2,2項、法16条の5,2項、則34条、則40条。子の看護休暇についても1日未満の単位（時間単位）で取得することができる。（上演②問4エ出題済）
- ウ × 職業安定法5条の6,1項。公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、「その申込みの内容が法令に違反するとき」は、求職の申込みを受理しないことができるとされているが、「その内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當であると認められるとき」に求職の申込みを受理しないことができるとはされていない。（総答問19A出題済）
- エ ○ 高年齢者雇用安定法10条の2,1項。設問の通り正しい。（科別問19D出題済）

- オ ○ 障害者雇用促進法77条1項、令和2.7.2厚労告260号。設問の通り正しい。なお、設問の「300人」の数の算定に当たっては、短時間労働者である常時雇用する労働者は、その1人をもって「0.5人」として計算する。（中模問3C出題済）

〔問13〕 パートタイム・有期雇用労働法施行規則2条1項1号、4号、労働施策総合推進法30条の2,1項。

- A ② 昇給
- B ③ 相談窓口
- C ② 職場
- D ③ 就業環境
- E ④ 相談

≪ 社会保険に関する一般常識 ≫

〔問14〕 正解 D

- A × 介保法18条、法62条。市町村特別給付は、「地域支援事業」としてではなく、「保険給付」として行われる。（実テ問5D出題済）
- B × 社労士法2条の2。法第2条の2第2項は、「前項（第1項）の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたもののみなす。ただし、当事者又は訴訟代理人がその陳述を直ちに取消し、又は更正したときは、この限りでない。」と規定しているので誤り。（科別問1A出題済）
- C × 児童手当法6条1項1号ロ(1)(i)。設問の一般受給資格者に対して支給される児童手当の合計額は、1月につき「40,000円」であるので誤り。第1子は、15歳に達する日以後の最初の3月31日の終了後18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるため、児童ではあるが、児童手当の支給対象とならない。また、第2子、第3子及び第4子は、3歳以上小学校修了前の児童である。したがって、設問の場合に支給されることとなる児童手当の1月当たりの額は、「第2子（10歳）10,000円＋第3子（8歳）15,000円＋第4子（6歳）15,000円＝40,000円」となる。（科別問10B出題済）

- D ○ 確拠法55条2項4号の2カッコ書、法68条の2,1項。設問の通り正しい。(科別問11ウ出題済)
- E × 「2018年度社会保障費用統計 (国立社会保障・人口問題研究所)」。社会保障給付費の構成割合は、「医療」32.7%、「年金」45.5%、「福祉その他」21.8%と、「年金」の占める割合が最も高い。(実テ問7D出題済)

〔問15〕 介保法5条3項、4項、確給法59条、法67条、令和2年版「厚生労働白書」P358、359。

- A ⑰ 居住
- B ⑪ 人格と個性
- C ⑨ 毎事業年度の末日
- D ③ 安全かつ効率的
- E ⑱ 1年間の上限額 (外来年間合算) を創設して

《 健康保険法 》

〔問16〕 正解 B (アとエ)

- ア ○ 則2条の4,1項、2項。設問の通り正しい。(実完問8C出題済)
- イ × 法3条1項6号。国民健康保険組合の事業所に使用される者は、適用除外とされており、厚生労働大臣の承認は要しない。(実完問3A出題済)
- ウ × 法3条7項ただし書、則37条の3,2号。設問の父は、「健康保険法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」に該当し、被扶養者とされないので誤り。(科別問6A出題済)
- エ ○ 法43条の2,1項。設問の通り正しい。育児休業等終了時改定では、「育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間」が報酬月額額の算定対象となるため、設問の場合には「4月、5月及び6月」の3月間が算定対象となる。(科別問7E出題済)
- オ × 法180条1項カッコ書、4項1号。保険者が健康保険組合である場合においても、督促を受けた者がその指定の期限までに保険料等を納付しないときには、その者の居住地又は財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができるので誤り。(科別問10E出題済)

〔問17〕 正解 D（イ・ウ・エ・オの四つ）

- ア ○ 法63条1項、昭和17. 1. 28社発82号。設問の通り正しい。（実完問 4 ア出題済）
- イ × 法88条3項。訪問看護療養費に係る指定訪問看護を受けようとする者は、「自己の選定する」指定訪問看護事業者から受けるものとされている。（実テ問 8 イ出題済）
- ウ × 法87条1項、法97条1項、昭和56. 2. 25保発7号・庁保発3号、平成29. 12. 22事務連絡。海外において、緊急にある病院から別の病院へ移送された費用については、療養費の支給対象とならない。なお、設問の前半は正しい。療養費（海外療養費）は、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費又は保険外併用療養費に代えて支給されるものであるが、移送費はこれらに該当しないため、海外で病院間を移送された場合の費用については、療養費の支給対象とならない。（実完問 4 オ出題済）
- エ × 令41条3項、令42条3項1号。設問の月について算定される高額療養費の額は、「45,600円」であるので誤り。設問の70歳以上の被保険者の標準報酬月額が260,000円であるため、所得区分は「一般」に該当し、多数回該当の場合であるから、高額療養費算定基準額は「44,400円」である。したがって、高額療養費の額は、「90,000円－ 44,400円 = 45,600円」となる。（科別問15D出題済）
- オ × 法99条1項、昭和29. 12. 9保文発14236号。医師の指示又は許可のもとに半日出勤し、従前の業務に服する場合には、傷病手当金は支給されない。したがって、報酬との調整の問題も生じない。（実完問 9 D出題済）

〔問18〕 法58条3項、法63条2項1号、法85条1項、2項、法118条1項、法121条、則58条4号、5号、平成30. 7. 31厚労告296号。

- A ④ 260
- B ⑧ 療養病床に入院する65歳以上
- C ⑨ 疾病、負傷又は出産
- D ⑬ 傷病手当金及び出産手当金
- E ⑰ の全部又は一部を行わないことができる

《 厚生年金保険法 》

〔問19〕 正解 D (ウとエ)

- ア × 法12条1号カッコ書。設問の者は、被保険者となる。船舶所有者に使用される船員は、被保険者とならない「2月以内の期間を定めて臨時に使用される者」から除かれている。(科別問2 A出題済)
- イ × 法附則4条の5。適用事業所以外の事業所に使用される高齢任意加入被保険者は、その者が使用される事業所の事業主が保険料を滞納し、督促状の指定期限までに、その保険料を納付しないことを理由に、その資格を喪失することはない。(実テ問2 C出題済)
- ウ ○ 法20条1項。設問の通り正しい。なお、健康保険法における標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、第1級(58,000円)から第50級(1,390,000円)までの等級区分によって定められている。(実テ問3 A出題済)
- エ ○ 令4条4項。設問の通り正しい。設問の場合、事業所Yの事業主は、保険料を負担及び納付する義務を負わないものとする。(実テ問4 C出題済)
- オ × 法44条4項4号、則30条1項カッコ書、則32条カッコ書。設問の老齢厚生年金の受給権者は、加給年金額対象者不該当届を提出する必要はない。なお、加給年金額の対象者である子が18歳年度末が終了し若しくは20歳に達したことにより、加給年金額対象者でなくなった場合にも、加給年金額対象者不該当届を提出する必要はない。(科別問5 A出題済)

〔問20〕 正解 C

- A ○ 法14条2号、法43条3項。設問の通り正しい。退職(事業所に使用されなくなったこと)により被保険者の資格を喪失した場合には、資格喪失日ではなく退職日(設問の場合は、令和3年5月31日)から起算して1月を経過した日の属する月(令和3年6月)から老齢厚生年金の額を改定する。(科別問8 A出題済)
- B ○ 法44条4項。設問の通り正しい。なお、加給年金額の対象者である子が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したときにおいて障害等級1級又は2級に該当する程度の障害の状態に該当する場合には、他の減額改定事由に該当しない限り、当該子が20歳に達するまで当該子に係る加給年金額が加算される。(実テ問6 B出題済)

- C × 法51条。障害厚生年金の額については、当該障害厚生年金の支給事由となった障害に係る障害認定日の属する月後における被保険者であった期間は、その計算の基礎としない。(実テ問7ア出題済)
- D ○ 法54条1項、労災保険法附則別表第1。設問の通り正しい。なお、障害厚生年金は、当該傷病について労働基準法による障害補償を受ける権利を取得したときは、6年間、その支給を停止することとされている。(実テ問7エ出題済)
- E ○ 法63条1項5号イ。設問の通り正しい。遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないときには、当該妻の遺族厚生年金の受給権は、当該遺族厚生年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過したときに、消滅する。(科別問15才出題済)

〔問21〕 (24)法附則17条1項、5項。

- A ② 国又は地方公共団体
- B ③ 所定労働時間
- C ④ 所定労働日数
- D ① 2分の1以上
- E ④ 過半数

《 国民年金法 》

〔問22〕 正解 C

- A × 法5条1項、2項。国民年金法において、「保険料免除期間」とは、保険料全額免除期間、保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間及び保険料4分の1免除期間を合算した期間をいい、いわゆる産前産後期間の保険料免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間は含まれない。当該期間は、保険料納付済期間に算入される。(中模問1D出題済)
- B × 法7条1項1号。日本国内に住所を有しない者が、第1号被保険者となることはない。(中模問2ア出題済)
- C ○ 法27条の5,1項。設問の通り正しい。(中模問8E出題済)

- D × 法附則9条の2の3。繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者は、寡婦年金の受給権を取得しない。なお、寡婦年金の受給権を有する者が、繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権を取得したときは、寡婦年金の受給権は、消滅する。(総答問 8 B 出題済)
- E × 法附則5条7項4号、(6)法附則11条8項2号、(16)法附則23条8項2号。日本国内に住所を有する任意加入被保険者が、保険料を滞納し、督促状の指定期限までにその保険料を納付しないときは、当該督促状の指定期限の翌日に、被保険者の資格を喪失する。(総答問 8 E 出題済)

〔問23〕 正解 C

- A ○ 法5条9項、法94条の2, 2項。設問の通り正しい。(中模問 1 C 出題済)
- B ○ 法18条1項、法26条。設問の通り正しい。設問の者が65歳に達し老齢基礎年金の受給権を取得するのは令和 3 年 3 月 31 日であり、当該老齢基礎年金の支給はこれを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月である令和 3 年 4 月から始まる。(実テ問 6 C 出題済)
- C × 法18条1項、法30条の3, 3項。いわゆる基準傷病に基づく障害による障害基礎年金は、法18条 1 項の規定にかかわらず、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月からではなく、当該障害基礎年金の請求があった月の翌月から始めるものとされている。(実テ問 8 E 出題済)
- D ○ 法37条1項、法37条の2, 1項、(60)法附則20条2項。設問の通り正しい。死亡した者は第 1 号被保険者であり20歳以上60歳未満、すなわち65歳未満の者である。死亡日が令和 8 年 4 月 1 日前であり、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの 1 年間で全額障害基礎年金の受給権者であることにより法定免除期間となることから、特例の保険料納付要件を満たすこととなる。したがって、設問の子には、遺族基礎年金の受給権が発生する。(実完問18ウ出題済)
- E ○ 法49条1項。設問の通り正しい。(実テ問10D出題済)

〔問24〕 法37条、(60)法附則20条2項。

- A ⑤ 属する月の前々月
- B ⑱ 被保険者であった者
- C ① 25年
- D ⑨ 令和8年4月1日
- E ⑮ 死亡日において65歳以上